

市営住宅入居申込書

年 月 日

美作市長 様

美作市営住宅管理条例第8条第1項及び同条例施行規則第4条第1項並びに第2項の規定により次のとおり市営住宅への入居を申し込みます。なお、記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者(その同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、入居に係る一切の権利を放棄します。

また、申込者(申込者と同居しようとする者)は、この申込みの審査に必要な範囲において、貴市が申込者(申込者と同居しようとする者)の個人情報(地方税に関する情報を含む。)を取得することに同意します。

申 込 者	希望住宅	住宅 団地 号室			
	現住所	〒			
		住宅の種類	名義人氏名		
	氏名	フリガナ	男・女	生年月日	年 月 日
		印			
	※自署の場合 合押印不要		(マイナンバー)		
連絡先	電話番号	携帯電話			
職業 又は 勤務先	名称 所在地 電話番号	勤続又は営業年数		年 月	
申 込 者 と 同 居 し よ う と す る 者	続柄	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	職業又は勤務先等
			男・女	年 月 日	
		(マイナンバー)			
			男・女	年 月 日	
		(マイナンバー)			
			男・女	年 月 日	
		(マイナンバー)			
			男・女	年 月 日	
	(マイナンバー)				
入居しないが所得 税法(昭和40年法 律第33号)上扶養 している親族	続柄	氏名	生年月日	障害・特障	備考

- (添付書類)
- 1 住民票の写し(入居希望者全員) ※事業者の場合、入居者全員の住民票の写し又はこれに準ずるものに個人事業者は事業主の住民票の写し、法人事業者は法人の全部事項証明書
 - 2 所得控除証明書(高校生以下を除く入居希望者全員) ※事業者の場合、個人事業者は所得控除証明書、法人事業者は法人住民税申告書の写し又はこれに準ずるもの
 - 3 市税の完納証明書(高校生以下を除く入居希望者全員) ※事業者の場合は、当該事業者の市税の完納証明書のみ(入居者は不要)
 - 4 その他市長が必要と認める書類

【住宅困窮要件】（定住促進住宅を除く）

該当する事項に○をつけ、必要事項を記入してください。

住宅困窮の現況	1 住宅以外の建物等に居住している	倉庫 事務所 その他
	2 老朽化した危険な住宅等に居住している	老朽住宅 仮設住宅 その他
	3 他の世帯と同居していて生活上著しく不便である 現在の間取りと世帯員との関係から不適當な居住状態である	便所(専用・共用) 炊事(専用・共用) 部屋数 間 畳 居住年数 年 月 借家 間借 下宿 持家 寮 その他
	4 同居しようとする親族があるが別居して生活している	別居先
	5 正当な退去請求を受けているが退去先がない	退去請求を受けていることを証明する書類
	6 勤務場所から著しく遠隔地に居住している	片道距離 km 所要時間 時間 分
	7 毎月の収入に比較して現在の家賃が著しく過重である	家賃 円 家主氏名
	8 婚約中であるが住宅がないので結婚できない	婚約中であることを証明する書類
	9 その他(災害・不良住宅等の撤去)	理由を証明する書類

【当選率の優遇】

該当の方は○印の上、必要書類を申込書に添えて提出してください。受付期間内に必要書類を提出されない場合、当選率の優遇措置は受けられません。

要 件	
	(1)入居申込の時点において、入居申込者又は同居しようとする者に条例第6条第2項第9号に該当する者がいる
	(2)入居申込の時点において、入居しようとする者が犯罪等により被害を被った者及びその家族等で、犯罪等により従来の住宅に居住する事が困難となった
	(3)入居申込の時点において、入居申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居しようとする者がある場合には、そのいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である
	(4)入居申込の時点において、同居しようとする者に18歳未満の者が3人以上いる
	(5)入居申込の時点において、20歳未満の者を扶養している所得税法上の寡婦又はひとり親（ただし、同居しようとする者に20歳以上で経常的な収入を得る者がいる場合を除く。）である
	(6)入居申込の時点において、入居申込者又は同居しようとする者に、条例第6条第2項第2号又は第3号に該当する者がいる
	(7)入居申込の時点において、入居申込者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である

所得金額の合計	控除項目	政令月収				
円	同居親族控除()名×380,000円	(所得金額の合計 －控除合計)÷12月 円	一般 裁 量	0～104,000		
	同居外扶養控除()名×380,000円			104,001～123,000		
	老人扶養控除()名×100,000円			123,001～139,000		
	特定扶養控除()名×250,000円			139,001～158,000		
	障害者控除 ()名×270,000円			158,001～186,000		
	特別障害者控除()名×400,000円			186,001～214,000		
	寡婦・ひとり親控除 円			214,001～259,000		
	給与・年金調整控除 円					
	控除合計			円		